門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託に関する質問に対する回答

令和８年11月12日（木）

門真市環境水道部環境政策課

NO	資料名・ページ	質問	回答
1	募集要領 ｐ．３「３　参加資格（8)」	募集要項、３　参加資格（8)に、同種業務（ごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務）とあり、その内容は、①単独建替え、②基幹的設備改良工事、③産業廃棄物処理業者との協働処理、④他市との連携に関する比較検討であると解釈しました。これら①～④の比較検討は、他都市の場合、基本構想や施設整備基本計画業務等の一部として実施されますが、必ずしも①～④の全てを比較対象とするよう求められてはいません。 　このような状況で、基本構想や施設整備基本計画業務等の一部として実施した実績も同種業務として認めていただけるでしょうか。また、①～④の全てではなく、２または３項目を対象とした業務も同種業務として認めていただけるでしょうか。	募集要領「３　参加資格（8)」に、「同種業務（ごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務）」と記載しており、業務名称に関わらず、ごみ焼却工場建設に係る整備（建設スケジュール、施設規模、整備費用等）について検討し、その方針等の策定を支援する内容が含まれている業務を同種業務とします。 　なお、①単独建替え、②基幹的設備改良工事、③産業廃棄物処理業者との共同処理、④他市との連携の全てまたは一部との比較検討が含まれていることを条件としておりません。
2	様式集 03業務実績調書（様式３） 04業務実績調書（別紙）	（様式３）業務実績調書 及び 別紙について 様式３において「平成28年４月１日から申請締切日までに国若しくは地方公共団体と契約締結した実績」とあり、一方、別紙において「履行中のもの記載しないでください。」とあります。全国的にも本業務のような検討が行われるようになってきたのは最近のことと認識しており、まだまだ先行事例は少ないと思われます。令和８年度末（令和９年３月３１日）までに完了見込である履行中の業務は実績としてお認め頂けませんでしょうか。	現在、履行中の業務については、実績として認められません。
3	募集要領 ｐ．５「４　参加手続（4）キ」	提案書枚数制限について 募集要項（4）の キ企画提案書（様式７）について、提出の枚数は「任意様式A4サイズ又はA3サイズ片面1枚」とありますが、これは「A4またはA3のどちらの場合であっても片面1枚」という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	募集要領 ｐ．５「４　参加手続（5）」 企画提案書作成要領 ｐ．１「１　提出書類」	「提案者を特定できる情報」の範囲について 企画提案書の副本で削除または黒塗りにすべきと定められている「提案者を特定できる情報」の範囲について、業務実績における固有の業務名、発注者名、配置予定技術者名等は含まれますでしょうか。また、業務実施体制に記載する協力会社の名称等も含まれますでしょうか。	業務実績における業務名、発注者名、配置予定技術者名等のみの情報では、提案者を特定できないため、削除または黒塗りする必要はありません。 業務実施体制に記載する協力会社名等から提案者を特定できる場合は、削除または黒塗りしてください。
5	評価基準 ｐ．２「３　評価項目」	価格評価点の算出方法について 価格評価点の算定について、「価格評価点＝40点×（1－見積価格÷提案限度価格）」とありますが、算定に用いる見積価格及び提案限度価格はいずれも消費税及び地方消費税を除く金額とし、小数点以下の切捨ては、算式により算出された最終的な価格評価点に対して行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
6	募集要領 ｐ．４「４　参加手続（4）イ」	募集要領ｐ．４「（4）提出書類　イ」において、同種業務実績の証明書類として、テクリスの登録内容の写しが求められていますが、テクリスに未登録の業務実績については、契約書や技術者届等、業務内容及び履行実績を確認できる書類をもって代替することは可能でしょうか	テクリスに未登録の業務実績でも、（様式３）業務実績調書に記載した実績を書面（契約書等の写し）で確認できる場合は代替可能です。

7	募集要領 ｐ．６「６　評価方法等（２）」	募集要項ｐ．６「（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施　ア　審査方法」において、「説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書及びテーマをまとめた書類のみとする（データ活用可）」との記載があります。 この「データ活用可」とは、事前に提出した企画提案書及びテーマをまとめた書類について、電子データを用いてスクリーン等に投影し、説明することが可能であるという理解でよろしいでしょうか。 また、電子データの活用については、提出済み資料そのものを投影することに限られるのでしょうか。それとも、提出済み資料に掲載されている図表や写真等を個別に拡大表示したり、説明の順序に応じて表示したりすることも可能でしょうか。 「データ活用可」の具体的な範囲及び使用可能なデータ形式について、ご教示ください。	事前に提出された企画提案書及びテーマをまとめた書類のみ電子データを用いてスクリーン等に投影し、説明いただけます。 事前に提出された資料以外の電子データは、活用できません。 提出済み資料を拡大表示したり、説明の順序に応じて表示したりすることは可能です。
8	募集要領 ｐ．３「３　参加資格（8)」	業務実績として、「国若しくは地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務」と示されていますが、ごみ処理施設の整備に関する計画の初期段階としての「ごみ処理施設整備基本構想業務」についても同主業務としてお認めいただけますでしょうか。	募集要領「３　参加資格（8)」に、「同種業務（ごみ焼却工場建設を含む整備方針等の策定支援業務）」と記載しており、業務名称に関わらず、ごみ焼却工場建設に係る整備（建設スケジュール、施設規模、整備費用等）について検討し、その方針等の策定を支援する内容が含まれていれば、同種業務と認めます。
9	仕様書 ｐ．３「６　業務内容（1)②」	以下の仕様書項目について、貴市が実施する民間事業者のヒアリング内容についてご教示ください（実施時期、実施目的、ヒアリング項目等）。 ②効率的なごみの中継輸送及び受入れ方法の検討 ア　本市が実施する民間事業者へのヒアリングを基に当該事業者が保有している中継施設の利用	「②効率的なごみの中継輸送及び受入れ方法の検討」において、本市が実施する民間事業者へのヒアリングは、クリーンセンター用地以外でのごみの中継輸送が可能かを検討するために実施するものであり、可能である場合は、令和９年３月末頃までに利用する場合の条件等（利用期間、費用、対象とするごみの種類、搬入時間帯、搬出時の条件等）についてヒアリングを実施し、整理したいと考えています。